

大保第 89 号
令和 2 年 4 月 28 日

保護者の皆さまへ

大田原市長 津久井 富雄
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る自主休園等延長のお願い

日頃より本市保育行政に、ご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、国の緊急事態宣言、栃木県の緊急事態措置があり、本市においても 4 月 27 日（月）に非常事態宣言を行いました。

大田原市内において、新型コロナウイルスへの感染者が確認され、感染者の行動歴（スポーツ施設を利用）からクラスターが形成されていることも想定されるため、感染予防・感染拡大防止のため自主休園等の期間を 5 月 31 日（日）まで延長することといたしました。

保護者の皆様におかれましては、感染予防（手洗い（消毒）・咳エチケット）の徹底と自宅において過ごす時間を確保し、感染拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。保育施設等については、子どもや職員が集団で過ごす場であり、密閉・密集・密接を避けることのできない環境にあります。各施設において、対策を行っておりますが、お子様の感染予防のためにも自宅等において過ごす時間を確保していただきますようお願いいたします。

○保育所、認定こども園（2号3号認定子ども）

家庭等において保育対応が可能な場合は、引き続き施設の利用を控え、自主休園を継続していただきますようお願いいたします。家庭等において対応が可能な利用者への自粛要請となります。

○幼稚園、認定こども園（1号認定子ども）

市内施設へ臨時休業の要請を出しています。自主休園ではございませんので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。臨時休業期間中、利用を希望される場合は、在園施設へご相談ください。

いずれの場合においても、保護者がともに医療に従事する方、社会機能を維持するために就業継続を求められる方、又はひとり親家庭などで仕事を休むのが困難な方については、必要な保育や子どもの居場所の確保に留意した対応とします。

市内在住者につきましては、延長期間中の利用者負担額（保育料）の減免（日割り計算）対応も継続いたします。新たに「自主休園等申出書」を、在園施設へ事前にご提出ください。又は、在園施設の指定する手続きを行って下さい。

大田原市保健福祉部保育課保育係
電話 0287-23-8769